

横浜市消費生活条例施行規則

制 定 平成 8 年 9 月 13 日規則第 81 号
最近改正 平成 14 年 3 月 1 日規則第 12 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 横浜市消費生活審議会(第 2 条 第 6 条)
- 第 3 章 消費者の主体的活動への支援(第 7 条・第 8 条)
- 第 4 章 適正な事業活動の確保(第 9 条 第 15 条)
- 第 5 章 消費者被害の救済(第 16 条 第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市消費生活条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 1 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 横浜市消費生活審議会

(会議)

第 2 条 横浜市消費生活審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 3 条 審議会に、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行い、及び消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、消費者被害救済部会を置く。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する部会以外の部会を置くことができる。

3 部会は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 4 条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認めるときは、次に掲げる者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(1)調査審議される事項に関係を有する者

(2)調査審議される事項について専門的な知識を有する者

(3)あっせん又は調停に付された紛争の当事者及び当該紛争に関係を有する者

(4)前 3 号に掲げる者のほか、会長又は部会長が必要と認める者

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第 6 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 3 章 消費者の主体的活動への支援

(消費生活推進員)

第 7 条 消費生活推進員の任期は、2 年とし、2 回に限り再任されることができる。

(市長への申出)

第 8 条 条例第 18 条第 1 項の規定により市長に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

(1) 申出人の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 申出に係る消費生活上の支障の内容

(3) 求める措置の内容

(4) 前 3 号に掲げる事項のほか、参考となる事項

2 市長は、条例第 18 条第 1 項の規定による申出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を当該申出人に通知するものとする。

第 4 章 適正な事業活動の確保

(安全であることの立証の要求)

第 9 条 条例第 20 条第 2 項の規定による事業者に対する立証の要求は、立証要求書(第 1 号様式)により行うものとする。

2 市長は、事業者から市長が指定する立証期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(勧告)

第 10 条 次の各号に掲げる勧告は、当該各号に掲げる勧告書により行うものとする。

(1) 条例第 21 条第 1 項の規定による勧告 危険な商品・サービスの排除勧告書(第 2 号様式)

(2) 条例第 23 条第 5 項の規定による勧告 表示等の基準遵守勧告書(第 3 号様式)

(3) 条例第 29 条の規定による勧告 不当な取引行為の是正勧告書(第 4 号様式)

(4) 条例第 35 条第 1 項の規定による勧告 不適正な行為の是正勧告書(第 5 号様式)

(危険な商品又はサービス等の公表)

第 11 条 条例第 22 条第 1 項、第 30 条及び第 37 条第 1 項の規定による公表は、横浜市報で公告するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第 22 条第 1 項の規定による公表を行ったときは危険な商品・サービスの公表通知書(第 6 号様式)を、条例第 30 条の規定による公表を行ったときは不当な取引行為の公表通知書(第 7 号様式)を当該公表に係る事業者に対し交付するものとする。ただし、当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

3 市長は、条例第 22 条第 1 項及び第 30 条の規定による公表を行ったときは、その旨を審議会に報告するものとする。

(不当な取引行為)

第 12 条 条例第 27 条第 1 項に規定する不当な取引行為は、別表のとおりとする。

(立入調査等)

第 13 条 条例第 36 条第 1 項の規定により事業者に対し報告を求めるときは報告要求書(第 8 号様式)により、同条第 2 項の規定により商品等の提出を求めるときは商品等の提出要求書(第 9 号様式)により行うものとする。

2 条例第 36 条第 1 項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、関係人に立入調査書(第 10

号様式)を提示しなければならない。

3 条例第 36 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 11 号様式)とする。

(補償の請求)

第 14 条 条例第 36 条第 4 項の規定により補償を請求しようとする者は、損失補償請求書(第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、補償すべき額を決定し、その結果を損失補償額決定通知書(第 13 号様式)により当該請求者に通知するものとする。

(意見の聴取)

第 15 条 条例第 38 条の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させて行うものとする。

2 意見書を提出する際(口頭で意見を述べる機会の付与を行う場合にあっては、その際)には、証拠書類等を提出することができる。

3 市長は、意見書の提出期限(口頭で意見を述べる機会の付与を行う場合にあっては、その日時)までに相当の期間において、条例第 37 条第 1 項の規定による公表に係る事業者に対し、予定される公表の内容等を意見聴取通知書(第 14 号様式。口頭で意見を述べる機会の付与を行う場合にあっては、第 15 号様式)により通知するものとする。

第 5 章 消費者被害の救済

(あっせん又は調停の開始の通知)

第 16 条 審議会は、条例第 41 条の規定によりあっせん又は調停を開始しようとするときは、その旨を当該被害の申出人及びその相手方となる事業者(以下「紛争当事者」という。)に通知するものとする。

(あっせん又は調停の終結)

第 17 条 審議会は、紛争当事者間にあっせんが成立し、又は紛争当事者が調停案を受諾したときは、当該あっせん又は調停を終了する。

2 審議会は、あっせん又は調停によっては紛争の解決の見込みがないと認めるとき、又は紛争当事者が訴訟を提起したときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

3 審議会は、前 2 項の規定によりあっせん又は調停を終結したときは、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

4 市長は、審議会のあっせん又は調停に付された紛争のうち、特に必要があると認めるものの審議会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を、市民に明らかにするものとする。

(貸付けの範囲)

第 18 条 条例第 43 条第 1 項に規定する規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1)書証作成費用、通信連絡費用その他訴訟に通常要すると市長が認めた費用

(2)権利の保全に要する費用(裁判所が決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法(昭和 41 年法律第 111 号)の規定による手数料及び費用に限る。)

(貸付けの額)

第 19 条 条例第 43 条第 2 項に規定する訴訟資金の貸付けの額は、訴訟 1 件につき審級ごとに 2、500、000 円以内とし、次条の規定による申込みの額の範囲内で市長が定める。

(貸付けの申込み)

第 20 条 条例第 44 条第 1 項の規定により訴訟資金の貸付けの申込みをしようとする者は、消費者訴訟資金貸付申込書(第 16 号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第 21 条 市長は、条例第 44 条第 2 項の規定により訴訟資金の貸付けの適否等を決定したときは、消費者訴訟資金貸付承認・不承認決定通知書(第 17 号様式)によりその旨を当該申込者に通知す

るものとする。

(貸付金の交付)

第 22 条 前条に規定する訴訟資金の貸付けの決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 14 日以内に消費者訴訟資金貸付契約書(第 18 号様式)により契約(以下「貸付契約」という。)を締結しなければならない。

2 貸付契約の申込者は、当該契約に確実な連帯保証人を立てなければならない。

3 市長は、貸付契約を締結した後、直ちに貸付金を交付するものとする。

(貸付けの決定の取消し)

第 23 条 市長は、条例第 44 条第 2 項の規定により訴訟資金の貸付けの決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該貸付けの決定を取り消すことができる。

(1) 前条第 1 項に規定する期間内に貸付契約を締結しないとき。

(2) 虚偽の申込みその他不正の手段によって貸付けの決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、その旨を消費者訴訟資金貸付決定取消通知書(第 19 号様式)により当該貸付けの決定を受けた者に通知するものとする。

(追加貸付け)

第 24 条 貸付契約により貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加申込みをすることができる。

2 借受者は、前項に規定する追加貸付けを受けようとするときは、消費者訴訟資金追加貸付申込書(第 20 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第 18 条、第 19 条及び第 21 条から前条までの規定は、前 2 項の規定による追加貸付けについて準用する。この場合において、第 19 条中「2、500、000 円以内」とあるのは「2、500、000 円から既に貸付けを受けている額を控除した額の範囲内」と読み替えるものとする。

(貸付金の償還期限)

第 25 条 条例第 43 条第 2 項に規定する貸付金の償還期限は、当該訴訟の終了の日から 6 月を経過した日とする。

(貸付金の即時返還)

第 26 条 条例第 45 条第 1 項ただし書の規定により直ちに貸付金の全額を返還させることができる場合は、借受者が次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。

(3) 正当な理由なく訴えを取り下げたとき。

(4) 確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定による貸付金の返還の請求は、消費者訴訟資金即時返還請求書(第 21 号様式)により行うものとする。

(貸付金の返還の猶予等)

第 27 条 条例第 45 条第 1 項ただし書の規定により貸付金の返還を猶予し、又は貸付金を分割して返還させることができる場合は、借受者に災害、疾病、失職その他第 25 条に規定する償還期限内に貸付金を返還することが困難である事情があると市長が認めた場合とする。

2 条例第 45 条第 1 項ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受け、又は貸付金を分割して返還しようとする者は、消費者訴訟資金償還期限延長・分割返還申請書(第 22 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その適否等を決定したときは、消費者訴訟資金償還期限延長・分割返還承認・不承認決定通知書(第 23 号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第 28 条 条例第 45 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1)借受者が死亡し、訴訟を承継する者がいないとき。

(2)借受者が訴訟に敗訴した場合において、貸付金を返還することができないやむを得ない事情があると市長が認めたとき。

(3)前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 条例第 45 条第 2 項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟資金返還債務免除申請書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その適否等を決定したときは、消費者訴訟資金返還債務免除承認・不承認決定通知書(第 25 号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(違約金)

第 29 条 市長は、借受者が定められた償還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、当該償還期限(償還期限の延長を承認された場合は、延長後の償還期限)の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還額について年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した違約金を徴収するものとする。

2 前項の規定による違約金の額の計算の年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。

(届出事項)

第 30 条 借受者は、貸付金の返還の完了に至るまでの間において、次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)訴訟を提起したとき。

(2)訴訟が終了したとき。

(3)訴訟について請求の趣旨を変更したとき。

(4)借受者の住所又は氏名の変更があったとき。

(5)借受者が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(6)訴訟の相手方である事業者について、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更があったとき。

(7)連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受者が死亡したときは、借受者の相続人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(訴訟の経過の報告等)

第 31 条 市長は、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、報告、説明又は資料の提出を求めることができる。

第 6 章 雑則

(適用除外)

第 32 条 条例第 46 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1)診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 2 条第 2 項に規定する診療放射線技師

(2)臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 2 条に規定する臨床検査技師及び衛生検査技師

(3)保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条に規定する保健師、看護師及び准看護師並びに第 60 条に規定する看護師及び准看護師

(4)歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)第 2 条に規定する歯科衛生士

(5)歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 2 条第 2 項に規定する歯科技工士

(6)理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)第 2 条第 3 項及び第 4 項に規定する

理学療法士及び作業療法士

- (7)視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第2条に規定する視能訓練士
- (8)臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第2条第2項に規定する臨床工学技士
- (9)義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第2条第3項に規定する義肢装具士
- (10)救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士
- (11)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する者
- (12)柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師(委任)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成8年11月規則第109号)

この規則は、平成8年11月21日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第76号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第8項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市消費生活条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年3月規則第43号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。ただし、別表第8項第1号の改正規定中「行う権利」の次に「並びに消費者契約法(平成12年法律第61号)第4条第1項から第3項まで(同法第5条第1項で準用する場合を含む。)の規定による契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消す権利」を加える部分は、平成13年4月1日から施行する。

別表(第12条)(平8規則109・平12規則76・平13規則43・一部改正)

1 条例第27条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為

- (1)商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくはその販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に近寄り、若しくは電話等の通信手段を用いて連絡を取り、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2)商品又はサービスの品質等の内容、価格等の取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する事項について、重要な情報を故意に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3)商品又はサービスの販売に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4)商品又はサービスの品質等の内容又は価格等の取引条件が実際のもの又は他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用い、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5)消費者の自宅等に一方的に電話をし、商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、又はその販売以外のことを主要な目的であるかのように告げることにより消費者を在宅させるように仕向けて訪問し、又は営業所その他の場所に呼び出して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6)商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7)自らを官公署、公共的団体、公益事業を行う団体等の職員と誤信させるような言動等を用い、又は官公署、公共的団体、公益事業を行う団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いることにより、自己の信用度を誤認させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8)他人の商号、商標等若しくはこれらに類似する商号、商標等を使用することにより、又はこれらの他人と密接な関連があるかのように誤信させることにより、自己の信用度を誤認させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9)消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与(以下「与信」という。)をする契約(以下「与信契約」という。)に伴い、当該他の事業者を含む多数の当事者が関係を有する場合において、支払期間、手数料等の与信の条件、当該多数の当事者間の債権及び債務に係る関係その他の重要な情報を故意に提供せず、又はそれらについて誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

2 条例第27条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為

- (1)消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2)消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、消費者に迷惑を掛けるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3)消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るようによそよそしく、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させる行為
- (4)路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、若しくは営業所その他の場所へ誘引して、執ように若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させる行為
- (5)消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は消費者が契約を締結する意思

のない旨を表示しているにもかかわらず、消費者の自宅等に一方的に電話をして、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させる行為

- (6)商品又はサービスを販売する目的で、無料検査、親切行為その他の無償のサービス又は商品の供給を行い、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させる行為
- (7)商品又はサービスの購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させる行為
- (8)消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不当な不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又はこのような契約を締結させる行為
- (9)消費者が購入する意思を表示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送り付け、代金引換で受領させ、契約を締結させる行為
- (10)消費者又はその親族等の不幸を予言し、これらの者の健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにおおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (11)主たる販売目的以外の商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (12)消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者の自宅等に電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

3 条令第 27 条第 1 項第 3 号の規定に該当する不当な取引行為

- (1)契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に異常に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為
- (2)消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをする権利を制限して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- (3)消費者が購入の意思表示をした主たる商品又はサービスと異なるもの又は消費者が表示した年齢、職業、収入等とは異なった事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- (4)商品又はサービスの販売に際し、事業者の氏名若しくは名称若しくは住所又はその連絡先若しくは当該販売を担当した者の氏名について明らかにせず、又はこれらについて偽った内容の契約を締結させる行為
- (5)消費者にとって不当に過大な量の商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって供給される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させる行為
- (6)当該契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させる行為
- (7)商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させる行為
- (8)消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる事業者の免責に関する定めがある契約を締結させる行為
- (9)消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる契約条件の変更を事業者が一方的に行うことができることとした内容の契約を締結させる行為
- (10)消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させる行為

- 4 条例第 27 条第 1 項第 4 号の規定に該当する不当な取引行為
- (1) 与信が消費者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結させる行為
 - (2) 与信契約における商品又はサービスの購入に係る他の事業者の行為が、第 1 項から第 3 項までに掲げるいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある当該他の事業者を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約を締結させる行為
- 5 条例第 27 条第 1 項第 5 号の規定に該当する不当な取引行為
- (1) 消費者、その保証人その他の法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
 - (2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、消費者等と金融機関へ同行し、又は消費者等に代わって預金の払戻し若しくは借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務を履行させる行為
 - (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者等の関係人に通知する旨の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を強要する行為
 - (4) 契約の成立について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立したと一方的に主張して、強引に代金を請求し、又は支払わせる行為
 - (5) 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させる行為
- 6 条例第 27 条第 1 項第 6 号の規定に該当する不当な取引行為
- (1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、商品又はサービスを契約の趣旨に従って供給しない行為
 - (2) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの再三の苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、債務の履行を遅延させ、又は債務の履行を拒否する行為
 - (3) サービスの提供を約した契約において、消費者からの再三のサービスの提供の要求に対して長期間にわたり契約の趣旨に従ったサービスを提供せず、消費者が契約を締結した目的を達成できなくさせる行為
- 7 条例第 27 条第 1 項第 7 号の規定に該当する不当な取引行為
- 与信契約における商品又はサービスの購入に係る当該他の事業者に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、正当な理由なく電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約に基づく債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為
- 8 条例第 27 条第 1 項第 8 号の規定に該当する不当な取引行為
- (1) 消費者のクーリング・オフの権利(割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第 4 条の 3 第 1 項並びに特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 58 条第 1 項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利並びに消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 4 条第 1 項から第 3 項まで(同法第 5 条第 1 項で準用する場合を含む。))の規定による契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消す権利その他これらに類する権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。

- 以下同じ。)の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為
- (2)消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要する行為
 - (3)消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品又はサービスを使用又は利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為
 - (4)消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価その他の法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為
 - (5)継続的に商品又はサービスを供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金を要求し、又は威迫する等して、契約の存続を強要する行為
 - (6)前号に規定する場合において、消費者が正当な根拠に基づく中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の商品又はサービスの購入の契約を締結させることにより、実質的に契約の存続を強要する行為
 - (7)前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要する行為
 - (8)消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為

第 1 号様式(第 9 条第 1 項)

第 号

年 月 日

立証要求書

様

横浜市長

印

横浜市消費生活条例第 20 条第 2 項の規定により、あなたが供給する商品・サービスについて、次のとおり安全であることの立証を求めます。

なお、立証せず、又は虚偽の資料若しくは方法によりこれをしたときは、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 商品・サービスの名称

2 立証を求める理由

3 立証を求める事項

4 提出期限 年 月 日

5 提出先

横浜市 局 部 課 係

(A4)

第 2 号様式(第 10 条第 1 号)

第 号
年 月 日

危険な商品・サービスの排除勧告書

様

横浜市長

印

横浜市消費生活条例第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を
公表することがあります。

勧告の内容	
-------	--

(A4)

第 号
年 月 日

表示等の基準遵守勧告書

様

横浜市長

印

横浜市消費生活条例第 23 条第 5 項の規定により、次のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を
公表することがあります。

勧告の内容	
-------	--

(A4)

第 号
年 月 日

不当な取引行為の是正勧告書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 29 条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を
公表することがあります。

勧告の内容	
-------	--

(A4)

第 号
年 月 日

不適正な行為の是正勧告書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を
公表することがあります。

勧告の内容	
-------	--

(A4)

第 号
年 月 日

危険な商品・サービスの公表通知書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公表しました。

あなたは、同条第 2 項の規定により、直ちに、公表に係る商品・サービスの供給中止、回収その他の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければなりません。ついては、必要な措置をとった上で、その状況を次のとおり報告してください。

1 商品・サービスの名称

2 公表理由

3 公表内容

4 報告期限 年 月 日

5 報告先

横浜市 局 部 課 係

(A4)

第 7 号様式(第 11 条第 2 項)

第 号
年 月 日

不当な取引行為の公表通知書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 30 条の規定により、次のとおり公表しました。

1 取引行為の内容

2 公表理由

3 公表内容

(A4)

第 号
年 月 日

報告要求書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり報告してください。

なお、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、同条例第 3 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 報告を求める内容

2 報告を求める理由

3 報告期限 年 月 日

4 報告先

横浜市 局 部 課 係

(A4)

第 号
年 月 日

商品等の提出要求書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 20 条第 1 項の調査を行うため、同条例第 36 条第 2 項の規定により、次のとおり商品・サービスを提供するために使用する物・サービスに関する資料を提出してください。なお、正当な理由がなくこれらの提出を拒んだときは、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 提出を求める商品等

(1) 名称

(2) 数量

2 提出を求める理由

3 提出期限 年 月 日

4 提出先

横浜市 局 部 課 係

(A4)

第 号
年 月 日

立入調査書

様

横浜市長 印

横浜市消費生活条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり立入調査を行います。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、同条例第 37 条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 立入調査を求める対象

2 立入調査を求める理由

3 立入調査を行う職員の所属、職名及び氏名

(A4)

第 11 号様式(第 13 条第 3 項)

(表)

第 号	
	身分証明書
写真	所属 職名 氏名
<p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の職員は、横浜市消費生活条例第 36 条第 1 項の規定により立入調査又は質問を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">横浜市長 印</p>	

(A7)

(裏)

<p style="text-align: center;">横浜市消費生活条例(抜粋)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第36条 市長は、第 20 条第 1 項、第 28 条第 1 項若しくは第 33 条の調査又は 第 23 条第 5 項の規定による指導若しくは勧告を行うために必要な限度において、事業者に対して、報告を求め、又はその職員に事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。</p> <p>(第 2 項省略)</p> <p>3 第 1 項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(第 4 項省略)</p> <p>5 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第 37 条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(第 1 号及び第 2 号省略)</p> <p>(3) 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(第 4 号及び第 2 項省略)</p>
--

年 月 日

損失補償請求書

(請求先)

横浜市長

住所

請求者

氏名

印

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市消費生活条例第 36 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり補償を請求します。

提出した商品等の名称及び数量	
提出年月日	
提出先	横浜市 局 部 課 係
補償請求額の総額及びその内訳	

添付書類

補償請求額を算出する基礎となった資料

(A4)

第 13 号様式(第 14 条第 2 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

損失補償額決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付けで請求のありました補償については、次のとおり決定しましたので、通知
します。

1 補 償 額 円

2 内 訳

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内
に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

(A4)

第 号

年 月 日

意見聴取通知書

様

横浜市長

印

次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、意見書を期限までに提出してください。

公表する内容及び根拠となる 条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先及び提出期限	

(A4)

第 号
年 月 日

意見聴取通知書

様

横浜市長

印

次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、出席してください。

公表する内容及び根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見聴取の期日	
意見聴取の場所	

(A4)

年 月 日

消費者訴訟資金貸付申込書

(申込先)

横浜市長

住所

申込者

氏名

印

訴訟資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

貸付申込額	円	訴訟費用の額	円
被害額	円	訴訟の目的の価額	円
被害者	氏名	職業	
	生年月日	申込者との関係	
	住所・電話番号	〒 電話番号 ()	
相手方	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
裁判所名			
備考			

添付書類

住民票の写し

(A4)

訴訟費用支払予定額

費用区分	内訳	支払予定額	支払予定年月日	貸付申込額
裁判手続費用		円	年 月 日	円
弁護士費用		円	年 月 日	円
その他訴訟 費用		円	年 月 日	円
権利の保全に 要する費用		円	年 月 日	円
合 計		円		円

横浜市 指令第 号

年 月 日

消費者訴訟資金貸付承認・不承認決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付で申し込みのありました訴訟資金の貸し付けについては、次のとおり承認する・承認しない ことに決定しましたので、通知します。

貸付決定額 円

貸付決定額の内訳

裁判手続費用	円
弁護士費用	円
その他訴訟費用	円
権利の保全に要する費用	円
合計	円

承認しない理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

(A4)

(表)

消費者訴訟資金貸付契約書

年 月 日貸主横浜市代表者横浜市長 (以下「甲」という。)と借主
(以下「乙」という。)及び連帯保証人 (以下「丙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(金銭の貸借)

第 1 条 甲は、乙に対し訴訟資金として、以下の条項の約定により金 円を貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(利息及び返還方法)

第 2 条 貸付金は、無利子とする。

2 乙は、貸付金については、訴訟の終了の日から 6 月を経過した日までに、全額を一括して返還しなければならない。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に災害、疾病、失職その他償還期限内に貸付金を返還することが困難な事情があると認める場合は、貸付金の返還を猶予し、又は分割して返還させることができる。

(使用目的)

第 3 条 乙は、貸付金を消費者訴訟に必要な経費に使用しなければならない。

(連帯保証)

第 4 条 丙は、乙と連帯して、この契約による乙の甲に対する債務について履行の責に任ずる。

(即時返還)

第 5 条 乙は、次のいずれかに該当するときは、第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、甲の請求に応じて、直ちに、貸付金の全額を返還しなければならない。

(1)貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。

(2)虚偽その他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。

(3)正当な理由なく訴えを取り下げたとき。

(4)確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則に違反し、又は甲の指示に従わないとき。

(違約金)

第 6 条 乙は、定められた償還期限までに正当な理由なく貸付金を返還しなかったときは、償還期限(償還期限の延長を承認された場合は、延長後の償還期限)の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還額について年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。

(A4)

(裏)

(届出事項)

第7条 乙は、貸付金の返還の完了に至るまでの間において、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

- (1)訴訟を提起したとき。
- (2)訴訟が終了したとき。
- (3)訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
- (4)乙の住所又は氏名の変更があったとき。
- (5)乙が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (6)訴訟の相手方である事業者について、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更があったとき。
- (7)連帯保証人が死亡したとき、その他連帯保証人を変更する必要があるとき。

(訴訟の経過の報告等)

第8条 乙は、甲から貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要な事項に関し、報告、説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、横浜市消費生活条例及び横浜市消費生活条例施行規則によるほか、甲・乙・丙が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長

印

乙 住所
氏名

印

丙 住所
氏名

印

第 19 号様式(第 23 条第 2 項)

横浜市 指令第 号

年 月 日

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付け横浜市 指令第 号をもって通知しました訴訟資金の貸付
けの決定については、次の理由により取り消します。

取消理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
横浜市長に異議申立てをすることができます。

(A4)

年 月 日

消費者訴訟資金追加貸付申込書

(申込先)

横浜市長

住所

申込者

氏名

印

訴訟資金の追加貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

追加貸付申込額	円
既貸付金に係る契約締結年月日	年 月 日
既貸付契約額	円
申込みの理由	

(A4)

訴訟費用追加支払予定額

費用区分	内訳	既貸付額	既支払額	残額	追加支出 予定額 (年月日)	追加貸付 申込額
裁判手続費用		円	円	円	円	円
弁護士費用		円	円	円	円	円
その他 訴訟費用		円	円	円	円	円
権利の保全に 要する費用		円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円

第 号

年 月 日

消費者訴訟資金即時返還請求書

様

横浜市長

印

年 月 日付で貸し付けた訴訟資金については、次のとおり返還してください。

貸付契約額	円
返還請求額	円
償還期限	年 月 日
返還理由	

(A4)

年 月 日

消費者訴訟資金償還期限延長・分割返還申請書

(申請先)

横浜市長

住 所

申請者

氏 名 印

年 月 日付で交付を受けた訴訟資金の貸付金の 償還期限の延長を受けたい・分割返還をしたい ので、次のとおり申請します。

- 1 貸付契約額 円
- 2 償還期限 年 月 日
- 3 訴訟の終了年月日 年 月 日
- 4 償還期限の延長・分割返還による償還期限

償還期限	金額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

5 申請理由

添付書類

償還期限延長・分割返還申請の理由を証する書類

(A4)

横浜市 指令第 号
年 月 日

消費者訴訟資金償還期限延長・分割返還承認・不承認決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付で申請のありました訴訟資金の貸付金の
償還期限の延長
分割返還

承認する
については、次のとおり ことに決定しましたので、通知します。
承認しない

1 貸付契約額 円

2 償還期限の延長・分割返還による償還期限

償還期限	金額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

3 承認しない理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

(A4)

年 月 日

消費者訴訟資金返還債務免除申請書

(申請先)

横浜市長

住所

申請者

氏名

印

訴訟資金の貸付金の 全部 一部の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付契約額		円
償還期限		年 月 日
免除申請額		円
申請理由		

添付書類

免除を受けようとする理由を証する書類

(A4)

横浜市 指令第 号
年 月 日

消費者訴訟資金返還債務免除承認・不承認決定通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の貸付金の 全部 の返還の 一部

免除については、次のとおり 承認する 承認しない ことに決定しましたので、通知します。

貸付契約額	円
免除決定額	円
返還額	円
償還期限	年 月 日

承認しない理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

(A4)